

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月21日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第32号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後							改正前						
別表第9 海事職給料表級別職務分類表（第2条関係）							別表第9 海事職給料表級別職務分類表（第2条関係）						
組織		職務の級					組織		職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級			1級	2級	3級	4級	5級
知事の事務部局	境港水産事務所	航海士 機関士 通信士	航海士 機関士 通信士	船長 機関長 航海士長			知事の事務部局		航海士 機関士 通信士	航海士 機関士 通信士	船長 機関長 航海士長	船長 機関長	
	水産試験場	航海士 機関士 通信士	航海士 機関士 通信士	船長 機関長 航海士長	船長 機関長								
略							略						

附 則

この規則は、公布の日から施行する。